

令和8年第2回金沢市農業委員会総会

議 事 録

- 1 日 時 令和8年2月25日（水）午後3時～午後4時
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室
- 3 議 件 「令和8年第2回金沢市農業委員会総会議案書」
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり
(農業委員18名、農地利用最適化推進委員8名、
事務局4名)
- 5 議 事 別紙のとおり

令和8年第2回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

	委員氏名	出欠		委員氏名	出欠		委員氏名	出欠
1	中田 久志	○	8	福井 伸一	○	15	奥村 明義	○
2	井口 栄市	○	9	田辺 善郎	○	16	北本 久一	○
3	東 穰	○	10	松平 裕喜	○	17	鮎岡 裕	○
4	東中 守	×	11	庄田 純一	○	18	小林 博紀	○
5	新田 涼子	○	12	下村 繁之	○	19	川端 満	○
6	山口 範子	○	13	五坊 隆一	○	出席 18名		
7	二口 和忠	○	14	山川 叔枝	○	欠席 1名		
						計 19名		

農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠		委員氏名	出欠		委員氏名	出欠
1	山下 一	○	5	北山 新一	○	9	吉本 尚紀	○
2	高村 雅一	○	6	山村 哲夫	○	出席 8名		
3	山岸 良一	○	7	中村 義昭	○	欠席 1名		
14	堀越 一彦	○	8	菊知 亮	×	計 9名		

農業委員会事務局

	氏名・役職		氏名・役職		氏名・役職
1	大井川事務局長	3	畑山係長		
2	山口事務局次長	4	山主任		

別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、令和8年第2回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>まず、令和8年第2回金沢市農業委員会総会の傍聴についてご報告申し上げます。</p> <p>本日、2名から傍聴の申し込みがありましたので、よろしくようお願い申し上げます。</p>
	(傍聴人 入場)
会長	<p>金沢市農業委員会会議規則第11条の規定により、本会議の傍聴人席を、傍聴人席の札のある座席にて傍聴するようお願いいたします。また、傍聴人は、すべて議長の指示に従い、次の事項をお守り頂きますようお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none">1 傍聴人は、傍聴席において発言する等議事を妨害する行為をしてはならない。2 傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。 <p>金沢市農業委員会会議規則第11条については、傍聴受付時にお渡しした資料のとおりですので、一読願います。</p> <p>なお、これらのことに違反した場合、金沢市農業委員会会議規則第11条の規定により傍聴席より退場して頂きますので、申し添えます。</p>
事務局長	<p>それでは開会に先立ち、金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	(憲章の唱和)
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	(会長挨拶)

事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ18名であります。</p> <p>よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は8名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、福井委員と、田辺委員を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p> <p>農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞれ農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方がよいと思われまいますがいかがでしょうか。</p>
	(異議なしの声)
会 長	<p>ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。</p> <p>それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。</p> <p>川端副会長、議長をお願いします。</p>
川端副会長	<p>円滑な議事の進行に努めたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、お手元の議案書をご覧ください。</p> <p>最初に、令和8年第1回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>令和8年第1回総会での議決事項に関する事務処理状況について、ご報告いたします。</p> <p>農地法第3条許可申請7件については、1月27日付けで</p>

	<p>許可書を交付しております。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定については、1 月 27 日付けで金沢市長あて回答しております。</p> <p>なお、当該計画の認可は、2 月下旬の予定です。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、議案審議に入ります。</p> <p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は 1 ページです。</p> <p>今回、潟津地区、八田地区及び河北潟地区から各 1 件、合計 3 件の申請がありました。</p> <p>番号 1 は、須崎町の案件で、経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号 2 は、八田町の案件で、露地野菜の栽培を目的として新規に就農を開始するため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号 3 は、湖南町の案件で、経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>なお番号 3 に関しては、所有者からあっせんの申出を受け、金沢市農業委員会農地移動適正化あっせん基準に基づき、川端委員をあっせん委員として指名し、適正にあっせん活動を行った上で当該申請に至ったものです。売買が成立した際には、同基準に基づいてあっせん調書を作成し、追って総会で報告いたします。</p> <p>以上、3 件で、面積は合計 6,182 m²です。いずれも農地法</p>

	<p>第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおりに許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおりに許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、関連がありますので、一括して上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>まず、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は2ページです。地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、小坂（千坂）地区、崎浦地区から各1件、合計2件の申請がありました。</p> <p>番号1は、金市町の案件で、駐車場への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、上・下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道区域で、500m以内に慶応幼稚園と金市やすらぎ公園があることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。</p> <p>なお、現地はすでに駐車場として使用されているため、所有者より始末書が提出されています。</p>

番号2は、館山町の案件で、駐車場への転用申請です。

農地の区分は、農地の広がりがあることから第2種農地と判断されますが、隣接地と一体として同一事業の目的のために行うものであることから許可相当であると考えます。

なお、現地はすでに駐車場として使用されているため、所有者より始末書が提出されています。

以上 2件で、1,082 m²です。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。

議案書は3ページです。地図と併せてご覧ください。

今回、安原地区、小坂地区、崎浦地区から各1件、合計3件の申請がありました。

番号1は、打木町の案件で、所有権の移転を伴う駐車場への転用申請です。

農地の区分は、上・下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道区域で、500m以内に打木町くろまつ公園と打木町東児童公園があることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。

番号2は、牧町の案件で、所有権の移転を伴う農作業用倉庫への転用申請です。

農地の区分は、中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されますが、農作業用施設に供することから許可相当であると考えます。

なお、現地はすでに農作業用倉庫として使用されているため、所有者より始末書が提出されています。

番号3は、館町の案件で、所有権の移転を伴う分家住宅への転用申請です。

農地の区分は、農地の広がりがあることから第2種農地と判断されま

	<p>すが、集落に接続して設置される住宅であることから許可相当であると考えます。</p> <p>以上、3件で、面積は合計193㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願ひいたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入る前に申請案件について現地調査を行っておりますので、中田委員から調査結果をご報告願ひます。</p>
中田委員	<p>2月18日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。</p>
川端副会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、地区担当委員による現地調査について、事務局から報告願ひます。</p>
事務局	<p>地区担当委員の福井委員、奥村委員、東中委員、山村委員には、別途、現地調査を行っていただき、申請書のとおりであることを確認いただいております。</p>
川端副会長	<p>それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおりにより許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第2号及び議案第3号は、原案のとおりにより許可することが相当であると決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号 非農地証明願ひについて上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願ひます。</p>
事務局	<p>議案第4号 非農地証明願ひについて、ご説明いたします。</p> <p>議案書は4ページです。</p>

	<p>今回、小坂地区から、1件の申請がありました。</p> <p>番号1は牧町の案件で、山間地等にある農地が長期間の不耕作により荒廃し、農地としての復元が著しく困難であることから申請があったものです。</p> <p>以上、1件で、面積は29㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第4号 非農地証明願については、原案のとおりに証明することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおりに証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は5ページから6ページです。</p> <p>本件は、金沢市から、農用地利用集積等促進計画案について、同法第19条第3項の規定により、本委員会に意見を求められているものです。</p> <p>今回、件数が多いため、議案書は総括表としてまとめております。別紙の農用地利用集積等促進計画詳細と併せてご覧ください。</p> <p>粟五地区、三谷地区からそれぞれ2件、川北地区、崎浦地</p>

	<p>区からそれぞれ1件の申出がありました。</p> <p>賃借権を設定する、契約期間が10年の新規設定が3件、賃借権を設定する、契約期間が10年の再設定及び新規設定が1件、賃借権を設定する、契約期間が5年の再設定が1件、使用貸借権を設定する、契約期間が10年の新規設定が1件で、面積は合計70,344㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、今回の議案第5号についてのうち、総括表番号3については、借受人が、五坊委員が代表理事である法人となっている案件でございます。このため五坊委員は、農業委員会法第31条第1項の規定により、この議事に参与することができませんので、ご退席をお願いします。</p> <p>(五坊委員 退席)</p> <p>この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定についてのうち、総括表番号3に関しては、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第5号のうち、総括表番号3に関しては、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することに決定いたします。</p> <p>それではここで、五坊委員にご着席していただくこととします。</p> <p>(五坊委員 着席)</p> <p>次に、総括表番号3以外の案件に関して、ご質問ございま</p>

	せんか。
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定についてのうち、総括表番号3以外の案件に関しては、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
	<p>ご異議なしと認め、議案第5号は、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することに決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第7号及び報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>報告第1号及び第2号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は7ページから16ページです。</p> <p>届出件数は、第4条が5件で、面積は合計2,772㎡、第5条が26件で、面積は合計18,763㎡です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、ご報告いたします。</p>

	<p>議案書は 17 ページから 22 ページです。</p> <p>届出件数は 12 件で、面積は合計 16,636 m²です。内容、解約理由については議案書に記載のとおりです。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありました。この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は 23 ページから 28 ページです。</p> <p>届出件数は 6 件で、面積は合計 11,506.40 m²、取得事由はいずれも相続で、あつせんの希望はありません。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありました。この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第 5 号 農地法制限除外の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>報告第 5 号 農地法制限除外の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は、29 ページから 30 ページです。</p> <p>農地法第 4 条の制限除外について、届出件数は 2 件で、面積は合計 354.8 m²です。それぞれ 2 アール未満の農地を自らの耕作のための農業用施設に転用する場合の例外規定に基づくものものです。</p> <p>農地法第 5 条の制限除外について、届出件数は 3 件で、面積は合計 585 m²です。いずれも電気事業者または認定電気通信事業者が、その事業に必要な工作物等の敷地に供するため権利を取得する場合の例外規定に基づくものものです。</p>

川端副会長	ただいま、事務局から報告がありました。この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第6号 一時転用終了後の現地確認について、事務局から報告願います。
事務局	<p>一時転用終了後の現地確認について、ご報告いたします。議案書は31ページから34ページです。</p> <p>小坂(千坂)地区、宮保町及び高柳町において、工事中資材置場用地として使用されていた農地について、一時転用が終了した旨の報告があり、現地確認を行ったものです。</p> <p>2月10日、奥村委員に農地として原状回復されていることを確認いただいています。</p>
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありました。この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。</p> <p>慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これにて議長を交替いたします。</p>
会 長	<p>川端副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>引き続きまして、農政部門の議案審議に入ります。</p> <p>小林副会長、議長をお願いします。</p>
小林副会長	<p>委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第6号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	議案第6号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について、ご説明いたします。

	<p>本件は、金沢農業振興地域整備計画の変更にあたり、金沢市から本委員会に意見を求められているもので、議案書は、1ページから8ページです。</p> <p>2ページをご覧ください。今回の変更は、小坂地区外2地区において、46,702㎡を農用地区域から除外するものです。</p> <p>3ページから5ページの土地の所在及び事業内容と併せて、6ページから8ページの案件別の図面をご覧ください。</p> <p>6ページの番号1は、田中町、高柳町、磯部町において福祉・医療施設に転用する計画のものです。</p> <p>除外後の農地区分は、磯部町及び高柳町の一部が第3種農地(6,843㎡)、田中町は字全てが第2種農地(12,479㎡)、それ以外は全て第1種農地(26,374㎡)となります。</p> <p>既存の金沢循環器病院及び隣接する土地と一体として同一事業の目的に転用かつ、総事業面積に占める第1種農地の面積割合が1/3を超えないことから転用許可の見込みがあるものと考えます。</p> <p>7ページの番号2は、普正寺町において駐車場に転用する計画のもので、除外後の農地区分は第3種農地と判断されますので、転用許可の見込みがあるものと考えます。</p> <p>8ページの番号3は、今町において駐車場に転用する計画のもので、除外後の農地区分は第3種農地と判断されますので、転用許可の見込みがあるものと考えます。</p> <p>以上、ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
小林副会長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
小林副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第6号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定については、金沢市長あて、異議がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>

	(異議なしの声)
小林副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第6号は、金沢市長あて、異議がない旨、回答することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第7号 地域計画に関する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第7号 地域計画に関する意見決定についてご説明いたします。議案書は、9ページです。</p> <p>本件は、農業経営基盤強化促進法第19条に基づく地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の見直しに当たり、同法第19条第6項の規定に基づき、金沢市から本委員会に意見を求められているものです。</p> <p>地域計画については、将来の地域農業の在り方、出し手と受け手の意向把握等について、地元での継続的な協議の実施を求められており、年1回以上の計画及び目標地図の見直しをすること、とされております。</p> <p>今回、意見を求められている地域計画は、議案書に記載のとおり、崎浦、薬師谷、宮保、千田、今昭、北塚、袋畠、専光寺、赤土の計7地域における地域計画の変更です。</p> <p>いずれも地元での協議の場が開催され、協議内容に基づき区域や出し手・受け手等の変更があったものです。</p> <p>引き続き、地元協議を終え、地域計画・目標地図の変更案が提出された地域から順次意見を求められる予定となっております。</p> <p>以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
小林副会長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
小林副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第7号 地域計画に関する意見決定については、金沢</p>

	市長あて、異議がない旨、回答することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
小林副会長	ご異議なしと認め、議案第7号は、金沢市長あて、異議がない旨、回答することに決定いたします。 以上で、農政部門の案件は終了いたしました。 委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交替いたします。
会 長	小林副会長、どうもありがとうございました。 それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。 事務局、説明をお願いします。
事務局	(資料に基づき、内容説明)
会 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	それでは最後に、1月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。
各委員	(各委員から報告)
会 長	ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	ほかに何かありますでしょうか。 なければ、これで会議を終了させていただきます。 委員の皆さん、ありがとうございました。
事務局長	井口会長、ありがとうございました。 それでは、最後に、二口副会長に閉会のご挨拶をお願いいたします。
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	二口副会長、どうもありがとうございました。

	委員の皆様には、本日はご苦勞様でした。以上で、散会といたします。
--	----------------------------------

会議の顛末は、上記のとおり相違ないことを証明するため署名します。

令和 年 月 日

農業委員会会長

署名委員

署名委員